

## 第3回船橋市行財政改革審議会 審議事項

(4) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

### [現 状]

市の会計は一般会計、特別会計に区分され、本市では一般会計のほか9特別会計・2企業会計を設けている。

本市の特別会計・企業会計においては主に以下のような課題を抱えている。

#### 独立採算性が乏しいこと

本来、特定の収入で事業を運営すべき特別会計のいくつかについて、一般会計からの赤字補てん的な繰入金(一般会計側から見れば繰出金)に依存し運営されている。

例えば、国民健康保険事業にあっては、国・保険者(市)・被保険者が一定ルールに基づいて経費負担すべきであるが、現状ではこの一定ルールの経費負担のほか、一般会計からの多額な赤字補てん的な繰り入れに依存しており、一般会計から見れば、この赤字補てん的な繰出しが過剰な負担となっている。

国民健康保険料は、応能負担分(被保険者の負担能力に応じた所得割)50%:応益負担分(受益に応じて負担する均等割)50%であることが標準とされているが、本市の賦課割合は応能負担に依存する傾向が強い。

今後、料率改定を検討する場合には、賦課割合の段階的な見直しは重要な検討事項である。

また、下水道事業についても、毎年度一般会計からの多額の繰入れを行っている。この繰入金は、雨水処理に関する費用等法定繰出しの部分と、それ以外の部分に分けられるが、これは本来使用者が使用料等で全額負担すべきである汚水処理に要する経費を、現状では使用料のみでは賄いきれず、一般会計から赤字補てんをしているものである。

今後この繰出金を抑制するためには、整備の方向性を、本管幹線の建設から、使用料の増収に直接的につながる面整備に重点を移すとともに、使用料自体の値上げも段階的に検討すべき課題である。

#### 事業としての将来性に欠けること

収益事業である小型自動車競走事業は、昭和30年以来、市財政に大きく貢献した

時期もあったものの、平成9年度以降一般会計への繰出しをおこなっていない。

更に平成13年度決算においては、はじめての赤字決算（約5170万円）を記録し、また平成14年度決算においても約2億4600万円の赤字決算となっている。

その間、赤字圧縮のため、従事員賃金や施設借り上げ料の引き下げ、さらに事業収支経営改善計画の策定など諸々の経営努力を重ねているものの、売上が落ち込む傾向に歯止めがかからない状況にある。

また中央卸売市場事業については、総予算額10億円に対し毎年約3億円強の繰出しを行っているが、近年、取扱高・取扱金額及び市場経由率が減少しているため、定例的な市場の開放等、活性化に向けた検討をしているところである。

他の特別会計事業についても、本来的に地方公共団体がその責務として行うべき事業であるか否かを考えなければならない。

本市では、市民の福祉に寄与することを目的として、火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計を設置している。現在のように民間保険制度が充実した社会環境にあって、市が自ら保険者としてこのような事業をおこなうことを再度検討すべき時期にきている。

次に外郭団体の現状として、市では指導・監督の立場から、外郭団体に経営状況の説明を求め、議会に報告している。

また、外郭団体の運営に対して、適正かつ透明性の確保の観点から、出資法人等について、情報公開や外部監査制度の対象としてきている。

財政支援や人的支援については、外郭団体が自主的に経営が行えるよう、市担当課及び外郭団体との協議を重ねながら、補助金や派遣職員の削減に努めているところである。

## **[ 改革の方向 ]**

国民健康保険事業特別会計や下水道事業特別会計においては、本来市が負担すべき基準を大きく上回る負担（一般会計からの赤字補てん的な繰り出し）を行っている。

市税により賄うべき経費と本来利用者の負担により賄うべき経費などとの区分を検証し、市税負担（繰出金）と国民健康保険料、下水道使用料の適正な設定に努め

る。

また、売り上げが落ち込んでいる小型自動車競走事業や、取り引き方法の変化などにより取り扱い高が減少している中央卸売市場事業について、今後のあり方を見直す。

火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計については、事業の廃止について検討する。

外郭団体の運営については、関係課との連携を図りながら、経営体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制する。

#### [ 参考資料 ]

- ・ 庁内での検討項目一覧（資料 2）
- ・ 船橋市の一般会計・特別会計及び企業会計の状況（資料 3）
- ・ 特別会計等への繰出金の推移（資料 4）
- ・ 外郭団体の概要（資料 5）

#### （ 5 ） 受益者負担の適正化について

##### [ 現 状 ]

受益者負担は、特定人のためのサービス提供による特定人の受益に着目して、そのサービス提供に要する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものである。

限られた財源を無駄なく効率的に活用し、よりよいサービスを提供するためにも、相応・公平な負担（負担の適正化）の実現や、受益者に対し適切な負担を求めることによるサービスに対するコスト意識の醸成を通して、過剰な財政支出を抑制することが必要である。

このように特定のサービスを受ける者にそのサービスに要する経費の全部又は一部を負担してもらうのが原則であるが、保育料、公民館使用料、下水道使用料、国民健康保険料のように市の負担額がかなりの額に上っているサービスもあるのが現状である。

保育に要する費用については、保護者から徴収する保育料のほか、国と市の負担により賄われており、保育料の徴収額及び国と市との負担方法に関しては、国が基準を定めている。

このうち保育料に関しては、本市では国の定める基準よりも低い金額に設定（概ね国の 70%程度）しており、その差額がそのまま本市の負担となっている。

また、実際に本市が支出している保育費用の額は、国が定めている基準額をはるかに超えており、この超過額がほぼそのまま本市の負担となっている。

このようなことから、実際に保育に要する経費のうち本市の負担する割合は相当に高くなっており、保育サービスが特定の者に便益を与えるものであることを考慮すると、現状の本市及び保護者の負担が適正かどうか、検討を要する。

また、市内に25館設置されている公民館に関しては、利用者から使用料を徴収すべきことが規定されているが、社会教育関係団体等が利用するときは、減免規定により使用料を免除する取り扱いをしており、この結果、平成14年度には、減免の対象となったものが利用件数全体の86%に及んでいる。

上述した例のほか、ごみ処理手数料、自転車等駐車場整理料など受益者負担全般に渡り適正化に向けた同様の取組が求められる。

## [ 改革の方向 ]

健全な財政運営を図る上では、提供されるサービスに対して、受益者の負担が適正であることが求められている。市民サービスにおけるコスト意識を重視し、公平性の観点に立って、保育料や自転車整理料など市の負担が過大となっている部分を見直し、受益と負担の適正化を進める。

併せて、市役所来庁者駐車場の休日有料化や、公民館使用料の減免規定の見直しなどについて受益と負担の適正化の観点から検討する。

## [ 参考資料 ]

- ・ 庁内での検討項目一覧（資料2）

## ( 6 ) 全般的な事務事業の見直しについて

### [ 現 状 ]

経費の節減合理化のため、第3次行政改革においては、例えば高速印刷機の導入、印刷用紙の一括管理、夏・冬の事務服の廃止、助役以下特別職等の専用車の廃止、また、ホストコンピュータ本体等を更新時期を待たずして、機能がよくて低廉な機種に契約変更することにより使用料の削減を図るなど、各所管課において種々の施策を行っている。

また、エコオフィスプラン21の行動計画を推進して、全庁的に経費の節減に努めている。

行政情報を一元・共有化し、情報を即時に利用できる庁内 LAN を整備し、会議室予約や文書管理システムの導入、例規集の電子化などにより、手順改善や帳票類の簡素化を図っている。

補助金について、団体補助金を平成 11 年度におよそ 6.4% 削減し、さらに平成 15 年度には 10% 削減した。

公共工事について、効果的な執行のため、工法などの見直しにより、平成 11 ~ 13 年度の 3 年間で 27 億円近くの経費縮減の効果を得た。

公共工事の入札・契約事務についても、一般競争入札制度の導入、予定価格の事後公表、前払金支払対象の拡大などを平成 10 年度から実施し、以後、一般競争入札の予定価格の事前公表や一般競争入札の募集要綱のホームページへの掲載、指名競争入札で発注する工事の一部を郵便で入札する「受注希望型競争入札」などを実施した。

平成 14 年度には郵便入札を 1 億円以上の一般競争入札にも拡大するなどした結果、指名競争入札も含めた公共工事の競争入札全体の平均落札率（契約金額 ÷ 設計金額）は 86.0% となり、平成 13 年度の 91.6% から大幅に低減された。

## [ 改革の方向 ]

事務事業について、最小の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、無駄がないか、限られた財源を有効に使っているかを考慮して見直し、効率化・合理化を進めて経費の節減を図る。

また、焼却灰再資源化事業のように費用対効果が十分でないもの、教職員住宅など当初の目的を達成したと思われるもの、民間において公正かつ十分なサービスが提供されているものなどについて廃止・統合・縮小を検討する。

さらに、昨今の少子化によって児童・生徒数が過少となっている学校の統廃合についても検討が必要である。

## [ 参考資料 ]

- ・ 庁内での検討項目一覧（資料 2）

## ( 7 ) 市税等の確保について

### [ 現 状 ]

市税の収納率は、平成 10 年度に 90% を割り込むなど、ここ数年減少傾向にある。これは、長引く景気の低迷を受け、滞納繰越分の収納率がさらに低下した上に、その

金額が増加していることによるところが大きい。

これらの滞納繰越額を縮減すると同時に、新たな滞納の発生を防止するため、休日臨戸徴収、夜間臨戸徴収等の特別滞納整理の実施、市税収納員及び市税徴収指導員の活用など徴収体制の充実に努めているところである。また、差し押さえた不動産の競売の実施についても検討している。

市税以外の収入金においても、個々の事情はあるものの、滞納繰越分の収納率が非常に低いという点では共通している。このため、例えば保育料の徴収においては、滞納整理の専任として非常勤職員を1人配置するなどの方策を講じている。

また、公営住宅に使用料については、臨戸徴収はもとより、高額滞納者のうち誠意の見られない者に対しては、裁判所への提訴をおこなっている。

### **[ 改革の方向 ]**

本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税客体の正確な把握と確実な徴収に努める。特に滞納分の徴収については、市民の不公平感を解消する上でも重要であり、督促、差し押さえ等により厳しく対処していく。

市税以外の公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などについても収納率の向上を図るため、徴収体制の強化・充実に努める。

また、口座振替制度を奨励し、確実な収納を図る。

### **[ 参考資料 ]**

- ・ 市内での検討項目一覧（資料2）
- ・ 市税等の徴収状況（資料6）
- ・ 市税の滞納状況と収納率（資料7）